

口腔機能管理料 年齢条件の変更

口腔機能管理料 (口機能) 100点

対象年齢を**50歳以上**の患者へ変更(従来は65歳以上の患者)

- ・ 歯管、または特疾管を算定している患者で「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」にある診断基準により口腔機能低下症と診断され、評価項目中で3項目以上に該当し、咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査のいずれかの検査で低下を認めた患者に月1回に限り算定する
- ・ 患者または家族などの同意を得て口腔機能管理の評価および一連の口腔機能管理計画を策定し、その内容について説明し文書で提供する



口腔機能低下の評価項目

下位症状	検査項目	該当基準
①口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上
②口腔乾燥	口腔粘膜湿潤度	27未満
	唾液量	2g/2分以下
③咬合力低下	咬合圧検査	200N/350N/500N ※1
	残存歯数	20本未満
④舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	Pa/Ta/Ka いずれか1つでも6回/秒未満
⑤低舌圧	舌圧検査	30kPa未満
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg/dL未満
	咀嚼能率スコア法	スコア0,1,2
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査 (EAT-10)	3点以上
	自記式質問票 (聖隷式嚥下質問紙)	1項目以上Aに該当 ※2

※1 プレスケールは200N未満、プレスケール(II)を用いた場合でフィルタありは350N未満、フィルタなしは500N未満が該当する

※2 Aとはチェックリストにある「食事中のむせ」など15項目中で「よくある」など著明な状態のこと

咀嚼能力検査 140点

対象年齢を**50歳以上**の患者へ変更(従来は65歳以上)

- ・ 歯管、口機能、特疾管、歯在管、訪問口腔リハを算定した患者で、口腔機能低下症の診断を目的として、グルコース分析装置を用いて行なった場合に**6ヶ月に1回**に限り算定する

咬合圧検査 130点

対象年齢を**50歳以上**の患者へ変更(従来は65歳以上)

- ・ 歯管、口機能、特疾管、歯在管、訪問口腔リハを算定した患者で、口腔機能低下症の診断を目的として、咬合力計を用いて行なった場合に**6ヶ月に1回**に限り算定する

舌圧検査 130点

対象年齢を**50歳以上**の患者へ変更(従来は65歳以上)

- ・ 歯管、口機能、特疾管、歯在管、訪問口腔リハを算定した患者で、口腔機能低下症の診断を目的として、舌圧計を用いて行なった場合に**3ヶ月に1回**に限り算定する

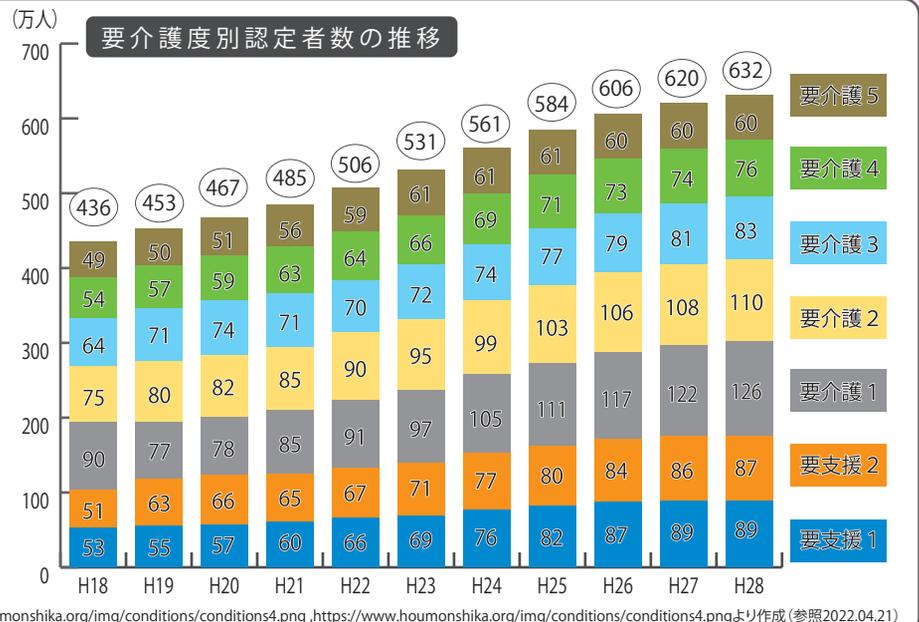
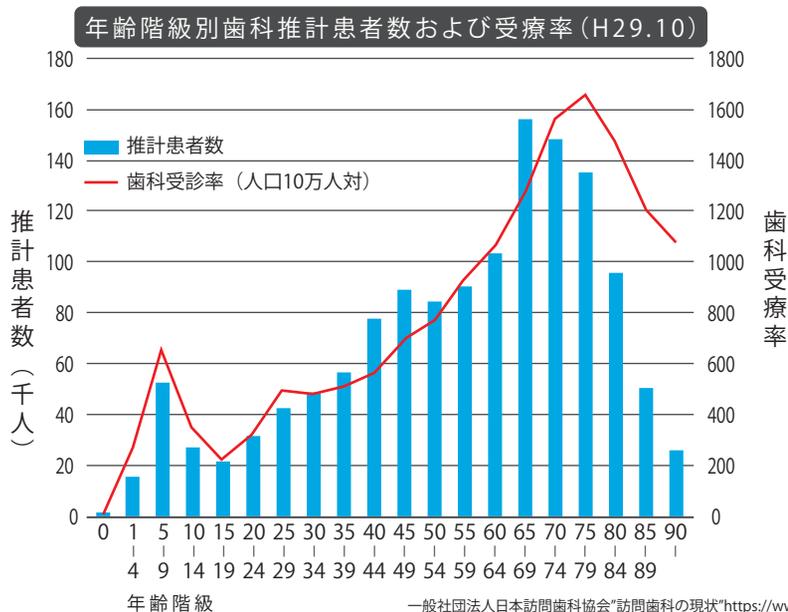
DH Pro.セミナー
山本 浩美先生による
コラムのコーナー



DHPro. セミナースタンドコース(講義編)第4回では、訪問歯科の現状を知り、訪問歯科を必要としておられる患者様に私たち歯科衛生士がどのような事に注意して関わっていくかを考え、学んでいきましょう。日本でも高齢化が進み、超高齢化社会になっています。それに伴い歯科医院での受診が難しい方が増加しています。高齢の方だけでなく、精神的、身体的な障害があり受

高齢化社会で求められる 歯科衛生士の役割とは

診が難しい方もおられます。そのため、専門的な口腔衛生管理ができず、口腔衛生、咀嚼機能に影響が出ている方も多くなっています。これからますます高齢化が進む社会で、歯科のない病院に入院している方、施設に入所しておられる方、在宅の方に対して訪問し、歯科治療、口腔衛生管理、咀嚼嚥下機能のリハビリなどを行い口腔機能の回復と予防を行い、QOLの向上に繋げる為、歯科衛生士としてどう関わって行くかを考え、学んでいかなければならないと実感しています。第4講で共に学べる事を楽しみにしております。



一般社団法人日本訪問歯科協会「訪問歯科の現状」<https://www.houmonshika.org/img/conditions/conditions4.png>, <https://www.houmonshika.org/img/conditions/conditions4.png>より作成(参照2022.04.21)